

安芸高田市公共建築物等木材利用促進方針

平成24年10月1日策定

第1 目的

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき定められた国及び広島県の基本方針に即し、法第9条第1項の規定に基づいて「安芸高田市公共建築物等木材利用促進方針」（以下「促進方針」という。）を定め、公共建築物等への安芸高田市産の木材を中心とした広島県産材（以下、「県産材」という。）等の利用促進を通じて、健全な森林の育成、地域林業・木材生産の振興、資源循環型社会の構築や地球環境の保全等に資することを目的とする。

第2 基本的事項

1 県産材等の利用を促進する公共建築物

本促進方針における公共建築物とは、広く市民の利用に供される公共性の高い建築物をいい、当該建築物を整備する者は、可能な限り木造化に努め、県産材等の積極的な利用に努めるものとする。

県産材とは、適正な手続きを経て伐採された安芸高田市産の木材素材を中心とした県内産の丸太を製材加工した木材とする。

2 施策の具体的方向

公共建築物を整備する者は、建築材料はもとより、建築材料以外についても県産材等の利用促進を図るものとする。

(1) 公共建築物

次に掲げる場合を除き、可能な限り木造化を図るよう努めるものとし、木造化が困難な場合も内装等の木質化に努めるものとする。

ア 建築基準法等の法令の規定により求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では構造計画やコストの面で木造化が困難であると認められる場合

イ 災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化に馴染まない又は木造化を図ることが困難と判断される場合

ウ その他やむを得ない事由により木材の使用が適当でないと認められる場合

(2) 公共工事

公共土木事業資材についても、可能な限り環境に配慮した自然共生型の工種・工法を採用し、木製品の利用に努めるものとする。

(3) その他

公共建築物において使用される備品及び消耗品についても、本促進方針に沿った木材を原材料としたものを使用するよう努めるものとする。

第3 市が整備する公共建築物における木材利用の目標

1 木造化

市は、その整備する公共建築物のうち、地上2階建て以下かつ延べ面積3,000㎡以下の低層の公共建築物については、可能な限り木造化を図るものとする。

なお、木造化にあっては、安芸高田市産・県産材を積極的に使用するものとする。

2 内装等の木質化

市は、その整備する公共建築物について、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。内装等の木質化に当たっても、安芸高田市産・県産材を積極的に使用するものとする。

3 その他の木材利用

市は、その整備する公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、公共土木事業資材についても木製品の利用を促進する。その際も、安芸高田市産・県産材を積極的に使用するものとする。

第4 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

森林所有者、森林組合等の林業事業者、製材業者その他の木材供給にかかわる者は、連携して林内路網の整備、林業機械の導入、森林施業の集約化等により低コスト林業の推進、木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物等の整備に係る木材のニーズに応じた木材の適切な供給のための品質性能の明らかな木材の加工体制及び流通体制の整備や合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

第5 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関して必要な事項

1 推進体制及び公共建築物整備計画企画・立案に当たっての留意事項

各部局等が公共建築物の整備計画を企画・立案する場合、県産材等の効果的な利用の推進及び関係部局の円滑な連絡調整を行うため、利用促進会議を開く。

利用促進会議では、広島県等から公共建築物の木造化等の協議、木造化等検討に必要な情報（県産材利用事例、木材調達情報等）の収集を行い、これらを参考にして木造化及び内装等の木質化を検討する。

2 木造化等実績の公表

市は、公共建築物の木造化及び内装等の木質化の整備実績などを、市ホームページで公表する。